



☆ 今月も笑顔(スマイル)でスタート

2月号 Vol. 73

## 今月の SMILE

### 就地过年

まいど おおきに！

中国では、2月11日から7日間の春節休みとなります。思えば昨年春節休みは1月24日から7日間でしたが、コロナのために、2月9日まで休みが延長されました。昨年の今時点では、まさか2021年の春節までもコロナで悩まされるとは思いもよらなかったですね。

中国では1月28日から、2月12日の春節(旧正月)をふるさとで過ごす人たちのための特別輸送態勢、いわゆる「春運」が始まりました。例年ならこの日から40日間の間、約30億人が移動する(北京時事より)とも言われますが、今年は、新型コロナウイルスの感染再拡大を警戒する政府が、「史上初めて？」の帰省自粛を呼び掛けを行い、PCR検査の義務付けなど移動規制を強化しています。具体的には、感染者が出ている「中・高リスク地区」からの帰省を原則禁止するとともに、その他の「低リスク地区」にも帰省自粛を要請しています。

日本ではコロナ関連のキャッチコピーと言えば、「3密」が挙げられると思いますが、中国政府の今回の帰省自粛の呼びかけは、「就地过年」です。その意味は、「今いるところで、春節を迎えましょう」という感じです。流行りますかね。中国の人たちにとっては、春節こそお正月ですから、故郷に帰れないというのはさぞ辛いことでしょうね。

辛いといえば、今、中国にいる駐在員も同じです。日本は今、緊急事態宣言で帰国しても14日の隔離が求められ、さらに中国に戻った場合には、空港でPCR検査を受けて、陰性の場合でも、自宅の管轄地区の隔離場所となっているホテルの一室で14日間プラス自宅での7日間の外出禁止の隔離生活を過ごさなければなりません。多くの隔離経験した駐在員の感想では、もう二度と経験したくないという声が圧倒的に多かったように思えます。さらに上海でも、ちらちらと国内感染者が出てきており、これから建物の出入りもチェックが厳しくなると思います。

ですから、今年の春節は、中国国内の自宅で迎える駐在員が圧倒的に多いと思います。ベテランの駐在員の方でも、初めて中国で春節を迎える方もいらっしゃるかもしれませんね。

この春節期間をゆっくり自宅で休息するのもいいか、と慰めるしかないですね…。

そこで一句、「ああコロナ 就地过年で 春をまつ」失礼しました！

では今月も笑顔(スマイル)でスタートしましょう！





#### 中国PPI、12月は低下幅が2月以来最小

中国国家統計局が発表した2020年12月の生産者物価指数(PPI)は、同年2月以降で最も緩やかな低下にとどまった。新型コロナウイルス禍から製造業が着実に回復し続けていることを示唆した。

消費者物価指数(CPI)は、食品価格の上昇を受けて前年比でプラスに転じた。

12月のPPIは前年比0.4%低下。11月(1.5%低下)から予想以上に低下幅が縮小した。ロイターがまとめた予想中央値は0.8%低下だった。前月比では1.1%上昇で11月(0.5%上昇)から伸びが加速。2016年12月以来の高い伸びとなった。企業の収益性が改善しているとみられる。キャピタル・エコノミクスシニアエコノミスト、ジュリアン・エバンズプリチャード氏は「経済活動は底堅さを維持する見通しで、基調的なインフレは引き続き加速する可能性が高いことから、中国人民銀行(中央銀行)が年内に政策を引き締めると予想する」と述べた。

12月の製造業購買担当者景気指数(PMI)では、景況の拡大とともに原材料費の上昇も示した。

PPIの内訳で原材料価格は前年比1.6%下落。11月は4.2%下落だった。

中国国際経済交流センターのアナリスト、Zhang Yongjun氏は「現在の国際商品(コモディティ)価格の大幅回復を踏まえると、PPIは(前年比で)近く上昇に転じる可能性がある」と指摘した。

12月のCPIは前年比0.2%上昇。11月は2009年10月以来の低下だったが上昇に転じた。アナリストの予想は0.1%上昇だった。

食品価格は前年比1.2%上昇。11月は2.0%下落していた。統計局の担当者によると、厳しい寒さで生鮮野菜・果物の輸送コストが上昇したほか、休暇に伴う季節的な需要で肉製品も値上がりした。ただアナリストの間では、豚の飼育数回復を受けた豚肉価格の下落が今後数カ月にわたりCPIを下押しするとの見方も出ている。

2020年のCPIは2.5%上昇となった。

#### 中国輸出、12月は予想上回る 国内回復で輸入の伸び加速

[北京 1月14日 ロイター] - 中国の昨年12月の輸出は予想を上回る伸びを示した。人民元が上昇し輸出価格を押し上げたにもかかわらず、新型コロナウイルス禍による各国の経済活動制限で中国製品への需要が高まった。国内経済の力強い回復で輸入も伸びた。

税関当局が1月14日発表した2020年12月の貿易統計によると、ドル建て輸出は前年比18.1%増と、ロイターがまとめたアナリスト予想の15%より大幅な増加となった。11月は21.1%増だった。

輸入は6.5%増と、11月の4.5%増から伸びが加速し、アナリスト予想の5%増も上回った。貿易収支は781億7千万ドルの黒字で、11月の754億ドルから黒字幅が拡大し、リフィニティブのデータで2007年以来の高水準。アナリストは723億5千万ドルに縮小すると予想していた。

2020年の中国の輸出は3.6%増加。輸入は1.1%減少した。税関の報道官は会見で、コロナ危機は続いているが、世界経済の持ち直しと中国経済のしっかりとした回復が貿易拡大の土台になるとし、今年も貿易が拡大するとの見方を示した。アナリストは、医療機器や新型コロナウイルスの感染が再拡大している主要貿易相手国の在宅勤務関連製品の需要が今後も輸出を支援すると予想する。ただ、原材料価格の高騰や最近の人民元相場の上昇が輸出業者の利益を圧迫する可能性があるとの懸念もある。2020年に人民元は対ドル(CNY=CFXS)で6.7%上昇と、3年ぶりに上昇した。キャピタル・エコノミクスシニア中国エコノミスト、ジュリアン・エバンズプリチャード氏は「輸出は昨年12月も好調だった。海外でロックダウンが再導入され、貿易相手国の多くでサービスからモノへの消費シフトが続いたため」と指摘。ただ、ワクチン普及により景気が回復するに伴い、2020年の刺激策が終了したり、海外の消費パターンがコロナ前に戻ったりするとみられ、今年終盤は輸出、輸入とも縮小するとみている。

12月の対米貿易黒字は299億2千万ドルで、11月の374億2千万ドルから縮小した。

ノラムはレポートで、対米貿易黒字の縮小について、中国政府が第1段階の米中通商合意を履行するため、努力を続けていることを示していると指摘した。

INGの中国担当チーフエコノミスト、アイリス・パン氏は「中国の2020年の輸出は増加した。他の輸出国から市場シェアを奪った。他の輸出国も今年は景気が回復する公算が大きいが、世界経済の回復が引き続き中国の輸出を下支えするはずだ」と述べた。

同氏は「中国の貿易見通しの大きなリスクはハイテク輸出だ」とし、「米国の新政権が中国のハイテク輸出にさらに圧力をかけるのか、また米国の同盟国が追随するのかは不透明だ」との見方を示した。



新規納税者における増値税専用発票を電子化へ

電子発票の使用拡大を推進するため、2020年12月20日、国家税務総局は「新規納税者における増値税専用発票の電子化関連事項に関する公告」(国家税務総局公告2020年第22号)及びその解説を発表しました。寧波、石家庄及び杭州の3つの地域では2020年9月から既に増値税電子専用発票の試行が行われましたが、本公告により2020年12月21日から全国的に拡大することを明らかにした。

増値税電子専用発票に関して、主な内容は、以下の通りです。

- 1.2020年12月21日から、天津、河北、上海、江蘇、浙江、安徽、広東、重慶、四川、寧波、深センなど11の地域で新規納税者を対象に専用発票の電子化が実施され、発票受領者の範囲は全国となる。2021年1月21日からは北京など、上記以外の25の地域に拡大した。そのうち、寧波、石家荘、杭州の3つの地域で既に電子専用発票の試行が行われた納税者に対して、その発票受領者の範囲も全国に拡大される。
- 2.税務機関は新規納税者に無料で税務UKeyを配布し、増値税電子発票公共サービスプラットフォームを通じて、納税者に無料の電子専用発票の発行サービスを提供する。
- 3.電子専用発票は各省税務局が監製し、発票専用印鑑の押印に代わりに電子署名を採用することができ、紙の専用発票とその法的効力、基本用途、基本使用規定等は同様である。
- 4.電子専用発票の情報は、国家税務総局全国増値税発票検証プラットフォームを通じて照合することができる。または、下記のプラットフォームを通じて増値税電子発票フォーマットリーダーをダウンロードし、電子専用発票とその電子署名の有効性を検証することができる。  
<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810760/c5159929/content.html>
- 5.新規納税者は増値税専用発票を発行する際に、電子専用発票または紙の専用発票の発行を選択することが可能である。なお、発票受領者側が紙の専用発票を求める場合、紙の専用発票を発行しなくてはならない。  
また、本公告は、赤字電子専用発票の発行、仕入税額控除と輸出税金還付、電子発票による精算記帳・文書保存管理などの事項についても明確に規定された。

本公告及びその解説の原文については下記国家税務総局のウェブサイトをご参考ください。

- <http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5159928/content.html>
- <http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810760/c5159929/content.html>

※添付資料:増値税電子専用発票のフォーマット

××増値税電子专用发票								发票代码:																								
税器编号:								发票号码:																								
<table border="1"> <tr> <td>名称:</td> <td>纳税人识别号:</td> <td>地址、电话:</td> <td>开户行及账号:</td> <td>验证码:</td> <td>开票日期:</td> <td>税 号:</td> <td>税 率:</td> <td>税 额:</td> </tr> </table>								名称:	纳税人识别号:	地址、电话:	开户行及账号:	验证码:	开票日期:	税 号:	税 率:	税 额:	税 率:															
名称:	纳税人识别号:	地址、电话:	开户行及账号:	验证码:	开票日期:	税 号:	税 率:	税 额:																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>项目名称</th> <th>规格型号</th> <th>单位</th> <th>数量</th> <th>单 价</th> <th>金 额</th> <th>税 率</th> <th>税 额</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="8">合 计</td> </tr> <tr> <td colspan="6">价税合计(大写)</td> <td colspan="2">(小写)</td> </tr> </tbody> </table>								项目名称	规格型号	单位	数量	单 价	金 额	税 率	税 额	合 计								价税合计(大写)						(小写)		备注:
项目名称	规格型号	单位	数量	单 价	金 额	税 率	税 额																									
合 计																																
价税合计(大写)						(小写)																										
<table border="1"> <tr> <td>名称:</td> <td>纳税人识别号:</td> <td>地址、电话:</td> <td>开户行及账号:</td> <td>备注:</td> </tr> </table>								名称:	纳税人识别号:	地址、电话:	开户行及账号:	备注:	税 号:																			
名称:	纳税人识别号:	地址、电话:	开户行及账号:	备注:																												
收款人:								复核人:																								



## 企業会計準則第 14 号-収益(改訂)について 第4回 契約における履行義務に取引価格を配分する

いつものように、最初に新収益基準の構造を再度確認します。

新収益基準の基本となる原則は、約束した財又はサービスの顧客に移転し、その移転と交換に企業が権利を得ると見込まれる対価の額で描写するように、収益を認識することにあります。当該原則に従って収益を認識するために、次の 5 つのステップが用いられています。

ステップ1:顧客との契約を識別する→新収益基準では主に第 2 章第 5-8 条

ステップ2:契約における履行義務を識別する→新収益基準では主に第 2 章第 9-13 条

ステップ3:取引価格を算定する→新収益基準では主に第 3 章第 14-19 条

ステップ4:契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5:履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する



前月号では、新収益基準の第 3 章の「計量」の前半部分のステップ3の「取引価格の算定」の部分を取り上げましたが、今月号は第 3 章の「計量」の後半部分のステップ4の「契約における履行義務に取引価格を配分する」を取り上げます。

### 1. 契約における履行義務に取引価格を配分するの原則(新収益基準第 20 条)

契約の中に複数の履行義務が含まれる場合があります。その場合、契約上の取引価格をどのように各履行義務に割り当てるかが問題となります。第 20 条では、「企業は、契約開始日に個々の履行義務によって約束された財・サービスの独立販売価格の相対的な比率に従って、個々の履行義務に取引価格を割り当てるものとする。」となっています。これが配分の原則となります。

### 2. 独立販売価格とは?(新収益基準第 21 条)

そして第 20 条の中で、財・サービスの独立販売価格という言葉があります。この独立販売価格の最も良いエビデンスとして挙げているのは、第 21 条で、「企業が類似の環境で、類似の顧客に、個別に財・サービスを販売する価格が、商品の独立販売価格を確定するための最良の証拠となる」となっています。では、このような独立販売価格を直接観測できない場合には、同条で「企業は合理的に入手できるすべての関連情報を総合的に検討し、市場調整法、コストプラス法、残価法等を用いて独立販売価格を合理的に見積もるものとする。」となっています。そして同条にて各々の方法を定義しています。

①市場調整法:市場調整法とは、企業が財・サービス或いは類似の市場価格に基づいて、当該企業の原価及び粗利益などを考慮して、適切な調整を行った後、独立販売価格を確定する方法を指します。

②コストプラス法:コストプラス法とは、企業が財・サービスの見積原価とその合理的な粗利益を加えた価格に基づいて、独立販売価格を確定する方法を指します。

③残価法:残価法とは、企業が、契約の取引価格から、契約の中のその他の財・サービスの観察可能な独立販売価格を差し引いた後の残額に基づいて、財・サービスの独立販売価格を確定する方法を指します。

### 3. 値引きの配分(新収益基準第 23 条)

まずここでいう値引きとは?ですが、第 23 条では、「契約の値引とは、契約の中の個々の履行義務で約束された財・サービスの独立販売価格の合計が、契約の取引価格よりも高いことを指す」となっています。このことはよくありそうなことだと思います。そして契約で値引きがあった場合の配分方法としては、「契約の値引きが、契約内の 1 つ以上(すべてではない)の履行義務にのみ関連しているという決定的な証拠がある場合には、企業は契約の値引きに関連する 1 つ以上の履行義務に配分する必要がある」とし、「契約の値引きが、契約の履行義務の 1 つ以上(すべてではない)に関連し、かつ企業が残価法を使用して独立販売価格を見積もる場合には、最初に前段に従って、1 つ以上(すべてではない)の履行義務に契約の値引きを配分し、その後、残価法を用いて独立販売価格を見積もる。」となっています。

来月号では、ステップ 5 の「履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する」を取り上げます。

## 法務情報

### 『企業名称登記管理規定』が改定されました。

『企業名称登記管理規定』の改定が、2020年12月14日の国務院の第118次常務会で承認され、2021年3月1日より実施されます。今回の改定により、まず、当該規定の法律ランクが「部門規定」から「行政法規」に一つ格上げされました。その注目すべき点が以下の幾つかがありますので、ご紹介します。

#### 1. 内容の簡略化

改定前の34の条目から26の条目に削減され、簡略化されました。

#### 2. 行政区画と業界制限の撤廃

省、自治区、直轄市を跨いで、経営する企業は、その名称に行政区画名称を含まなくてもよく、また業界を跨いで総合的に経営する企業は、その名称には業界または経営特徴を含まなくてもよいことになりました。(第6条)

#### 3. 外商投資企業の(中国)文字の使用の可能化

外商投資企業が(中国)文字を使うことが可能になり、資本金の制限が撤廃されました。(第12条)

#### 4. 予め承認された企業名称の保留期間の変更

企業登録機関は、企業名の届出システムを通じて提出された企業名を保留することができます。ただし留保期間は2ヶ月です。企業を設立する際に、法により承認または企業の経営範囲には登録前に承認されなければならない項目がある場合には、保留期間を1年とします。(第18条)

#### 5. 名称登記が認められない場合における、書面の提供

企業登録機関は企業登録を取り扱う際に、企業名称が本規定に合致しないことを発見し、登録を許可しない場合は、書面にてその理由を説明しなければならなくなりました。(第20条)

#### 6. 監督機関への罰則

企業登録機関は、本規定に合致しない企業名称を登録し、又は本規定に合致する企業名称を登録させない場合、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対し、法により行政処分を科されることになりました。

#### 7. 条項削除

従来の「本規定が国家工商行政管理局より解釈責任を持つ」という条項が削除されました。

また、『企業名称登記管理規定』の公布に伴い、『企業名称登記管理実施弁法』のパブリックコメント期間も完了し、まもなく、公布されると見込まれます。当該弁法が公布されれば、実務的な操作も明らかされるものと考えます。

### 企業名称登記管理規定の改定

部門規定



行政法規



ナニワのおっちゃん経営道！  
《新コーナー》 社会人・企業人としての「ものの見方・みえ方」について語る！

## 第 69 回 : 「右向け右！」は、「左向け左！！」・・・相手の気持ちに、なあ～～あれ！

日本では、ここに来て、コロナ感染者が急増し、東京では1日に1000人を超える感染者が出た・・・というニュースが、我共に大きな衝撃を与えました。

前回の本稿で、孫のバスケットボールの先輩が、陽性だと判明したと伝えましたが、若い人たちの間での感染が広がっているようです。

そして、その後の孫の行動はというと、親の注意もそれほど気にすることなく、以前と変わりなく自由な行動をしているようです。

今回のタイトルは、こんな環境の今だからこそ、孫にはもちろん、皆さんにも、じっくり一考していただきたい『須濱・語録』です。

「右向け右！」は、「左向け左！！」。・・・一体何のこと??? と、お思いでしょう。

この言葉は、日常の当たり前のやりとりなのです。

例えば A さんの対面に座っている B さんに向かって、A さんが、「右向け右！」・・・と言うでしょ。

そうすると、対面の B さんは、当然、「自分にとっての右側」を見ます。

この動きは、「A さんから見ると、左側」を向いたことになりますね。

A さんの立場からすると、「”右向け！””と言っているのに、なんで ”左”を向くんですか?! 私の言うこと聞いているの?」・・・と言いたくなりますね。

このような、皆さんの間の、普通で、当たり前の中で動きの中での、”おやっ!?””と思うやりとりや現象を、そのまますんなりと見逃さないで、いろんな角度から考えてみたいと思うのです。

この現象は、「立場」が違えば、「見方」も変わるし、相手の経験・思想・価値基準も違うので、それぞれに全く違う逆結論が出ることもあるということです。

では、”我が意を得たい“”と思うなら、どうすればいいのか???”

その答えは、「”右向け右“”は、”左向け左!””と心得よ!」。

素直に、「相手の気持ちに、なあ～～れ!」ということなのです。

世界的な恐怖の的となった、”見えない敵＝コロナ病原菌“”に対し、政府の「緊急事態宣言」を待つまでもなく、今こそ、相手のことを想う「”右向け右“”は、”左向け左!””の精神をもって、「各人が、積極的に自粛をする」ことではないでしょうか?

お問い合わせは  
MYDO まで!!



(お問い合わせ先)

上海滿意多企業管理諮詢有限公司

〒200336 上海市長寧区 延安西路 2201 号

上海国際貿易中心 2415 室

TEL: +86-21-6407-0228 FAX: +86-21-6407-0185

E-mail: [info@shmydo.com](mailto:info@shmydo.com) URL: <http://shmydo.jp>